

ご利用代金明細書を郵送にて通知するものとし、この場合、会員はオリコ所定の発行手数料を支払うものとし、(ご利用代金明細書を再発行して郵送した場合も含む)。(1) ①会員が、電磁的方法による通知を希望しない場合。(2) ②会員が、口座振替の登録をしていない場合(登録が完了していない場合を含む)。(3) ③会員が、電磁的方法による通知を受けるためのオリコ所定の手続きを完了させていない場合。(4) ④オリコの都合により、電磁的方法による通知ができない場合。(2) 第1項にかかわらず、次の各号に定める何れかに該当する場合、発行手数料の支払いは発生しないものとし、(1) ①第1項第4号に該当する場合。(2) ②郵送されるご利用代金明細書の請求内容に、法令に基づきオリコが書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合。(3) 発行手数料の内容を変更する場合には、オリコが予め会員に変更内容を通知又はホームページ等で公表するものとし、変更内容が通知又は公表がなされた後に会員がカードを使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議ないものとし、

第33条(カードの再発行) (1) カードについて、紛失、盗難、毀損、滅失、無効、暗証番号変更等が生じた場合、会員は、オリコに対し再発行を請求することができるものとし、オリコが承認したときにカードは再発行されるものとし、(2) 第1項の場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとし、尚、カード再発行手数料のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード再発行手数料は理由のいかんにかかわらず返還しないものとし、

第34条(届出事項の変更・調査) (1) 会員は、オリコに届出たカードの利用目的、住所、氏名、電話番号、勤務先、職種、指定預貯金口座等について変更があった場合、所定の届出書によりオリコに通知するものとし、又、会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上所定の届出書によりオリコに通知するものとし、通知を行わなかったことによる不利益は会員の負担となります。(2) 会員は、第1項の住所、氏名の変更の通知を怠ったことにより、オリコからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、オリコが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとし、但し、第1項の住所、氏名の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとし、(3) 会員は、その財産、収入、信用等をオリコ又はオリコの委託する者が調査しても何ら異議ないものとし、

第35条(カードレスタイプ) (1) カードレスタイプとは、クレジットカード原板(以下「原板」という)を発行せずに、オリコが会員にカード情報を付与するタイプのカードをいいます。(2) カードレスタイプは、第4条第1項に定める機能の他、スマートフォン等のモバイル決済対応デバイスでモバイル決済の設定を行うことで、加盟店の店頭で非接触IC決済を行うことができる機能を付帯します。(3) カードレスタイプの会員がオリコに原板の発行を求めた場合には、オリコ所定の条件のもと、オリコは原板を発行した上で会員に貸与します。この場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとし、(4) カードレスタイプの会員は、原板が必要なサービスを利用することができないものとし、

第36条(カードレスタイプの発行を前提とした規約の読み替え) カードレスタイプの会員については、本規約、その他オリコが別途定める規約に記載されている原板を前提とする条項は、文脈上明らかに適用のないものを除き、「カード情報」と適宜読み替えて適用されるものとし、

第37条(日本国外の利用代金の円への換算) 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額をオリコ及びオリコと提携する機関所定の時期、方法により邦貨へ換算の上、国内でのカード利用代金と同様の方法でお支払い頂くものとし、

第38条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等による必要が生じた場合は、オリコの求めに応じ必要書類を提出するものとし、又、外国でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとし、

第39条(債権譲渡) 会員は、オリコが本規約に基づく債権及び権利を、オリコの資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という。[オリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)]に掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、オリコが譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びにオリコが金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

第40条(合意管轄裁判所) 会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地又はオリコの本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとし、

第41条(規約の変更) オリコは、民法第548条の4の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

第42条(準拠法) 会員とオリコとの諸契約に関する準拠法は、全て日本法とします。

クレジットカード会員規約の別表 (令和5年10月1日)

<利用できる加盟店の種類>

Orico Mastercard	オリコと契約した加盟店及びMastercard International Incorporated (以下「Mastercard」という)と提携するカード会社と契約する加盟店
Orico Visa	オリコと契約した加盟店及びVisa Inc. (以下「Visa」という)と提携するカード会社と契約する加盟店
Orico JCB	オリコと契約した加盟店及び株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という)と契約する加盟店並びにJCBと提携するカード会社と契約する加盟店

会員は、カードショッピングの利用代金が次の方法で決済されることについて異議なく承諾します。

オリコの加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	会員の委託に基づいてカードショッピングの利用代金をオリコが会員に代わって当該加盟店に立替払いする方法で決済。＊オリコが指定する特定の加盟店 (以下「特定加盟店」という) でカードショッピングを利用する場合、オリコが当該特定加盟店の会員に対する債権を譲り受け、譲受代金を支払う方法で決済。
JCBの加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	JCBが加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決済し、①オリコがJCBが当該決済により取得した債権を譲り受ける方法で決済、②オリコがJCBに対し立替払いの方法で決済。
Mastercard・Visa・JCB (以下「決済会社」という) と提携するカード会社 (以下「提携カード会社」という) の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	提携カード会社が加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決済し、①提携カード会社が決済会社に直接又は間接に債権を譲渡し、オリコが当該債権を更に譲り受ける方法で決済、②オリコが決済会社に対し立替払いの方法で決済、③オリコが決済会社を通して提携カード会社に対し、立替払いもしくは債権譲渡の方法で決済。

<利息・手数料の計算方法と実質年率>

カードショッピング

回数指定分割払い

令和5年10月1日以降のご利用分から新料率の適用となります。令和5年9月30日までのご利用分は旧料率の適用となります。

支 払 回 数 (回)	1	2	3	6	10	12	15
支 払 期 間 (カ月)	1	2	3	6	10	12	15
(新)手数料の料率(%) 実 質 年 率	0.0	0.0	14.8	16.7	17.6	17.7	17.9
(新)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	0.0	0.0	2.46	4.92	8.20	9.84	12.30
(旧)手数料の料率(%) 実 質 年 率	0.0	0.0	12.2	13.9	14.6	14.8	14.9
(旧)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	0.0	0.0	2.04	4.08	6.80	8.16	10.20

支 払 回 数 (回)	18	20	24	30	36	ボーナス一括・二括
支 払 期 間(カ月)	18	20	24	30	36	—
(新)手数料の料率(%) 実 質 年 率	17.9	18.0	17.9	17.8	17.7	0.0
(新)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	14.76	16.40	19.68	24.60	29.52	0.0
(旧)手数料の料率(%) 実 質 年 率	15.0	15.0	15.0	—	—	0.0
(旧)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	12.24	13.60	16.32	—	—	0.0
手数料の計算の方法	ご利用代金に上記表に定める支払回数に応じた100円当たりの手数料額の割合(回数×0.82%)を乗じて算出します。[実質年率14.8%～18.0%](ご利用代金+手数料)÷支払回数 *2回目以降は100円単位となり、1回目に端数が上乗せになります。					
(新)お支払総額の算定例	現金価格100,000円、10回払いの場合 ①分割払手数料100,000円×8.20円÷100円=8,200円 ②支払総額100,000円+8,200円=108,200円 ③月々の分割支払金108,200円÷10回=10,820円 第1回目分割支払金11,000円 第2回目以降分割支払金10,800円					
(旧)お支払総額の算定例	現金価格100,000円、10回払いの場合 ①分割払手数料100,000円×6.80円÷100円=6,800円 ②支払総額100,000円+6,800円=106,800円 ③月々の分割支払金106,800円÷10回=10,680円 第1回目分割支払金11,400円 第2回目以降分割支払金10,600円					

リボルビング払い

会員登録日(契約確定日)が令和5年10月1日以降の場合は、新料率が適用されます。会員登録日(契約確定日)が令和5年9月30日までの場合は、令和5年10月1日から令和6年7月1日までの間に順次新料率が適用されます。適用年月日についてはオリコが決定した日とします。尚、新料率の適用年月日までにご利用いただいたリボルビング払いの手数料は弁済が完了するまで旧料率が適用されます。

(新)手数料の料率	18.0%(実質年率)
(旧)手数料の料率	15.0%(実質年率)
返 済 方 式	定額リボルビング方式(残高スライド)
手数料の計算の方法	期限の利益を喪失するまでの期間は、ご利用代金残高に対して実質年率18.0%{1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算}を乗じて算出します。

旧コース(平成23年10月31日までに会員登録(契約確定)のカード)

利用代金残高(月末残高)	毎月の弁済金
100,000円以下	5,000円
100,001円～ 200,000円	10,000円
200,001円～ 300,000円	20,000円
300,001円～ 1,000,000円	30,000円
1,000,001円～ 2,000,000円	50,000円
2,000,001円～ 3,000,000円	70,000円

お支払計算例 (旧コース新料率)	実質年率18.0%でショッピング利用代金残高が150,000円の場合 ①毎月の 弁済金10,000円 ②内訳 手数料充当分 $150,000円 \times 実質年率18.0\% \div$ $365日 \times 31日 = 2,293円$ 元金充当分 $10,000円 - 2,293円 = 7,707円$
お支払計算例 (旧コース旧料率)	実質年率15.0%でショッピング利用代金残高が150,000円の場合 ①毎月の 弁済金10,000円 ②内訳 手数料充当分 $150,000円 \times 実質年率15.0\% \div$ $365日 \times 31日 = 1,910円$ 元金充当分 $10,000円 - 1,910円 = 8,090円$

新コース(平成23年11月1日以降に会員登録(契約確定)のカード)

利用代金残高(月末残高)	毎月の弁済金
100,000円以下	3,000円
100,001円～ 200,000円	6,000円
200,001円～ 300,000円	9,000円
300,001円～ 500,000円	15,000円
500,001円～ 1,000,000円	20,000円
1,000,001円～ 2,000,000円	50,000円
2,000,001円～ 3,000,000円	70,000円

お支払計算例 (新コース新料率)	実質年率18.0%でショッピング利用代金残高が150,000円の場合 ①毎月の 弁済金6,000円 ②内訳 手数料充当分 $150,000円 \times 実質年率18.0\% \div$ $365日 \times 31日 = 2,293円$ 元金充当分 $6,000円 - 2,293円 = 3,707円$
お支払計算例 (新コース旧料率)	実質年率15.0%でショッピング利用代金残高が150,000円の場合 ①毎月の 弁済金6,000円 ②内訳 手数料充当分 $150,000円 \times 実質年率15.0\% \div$ $365日 \times 31日 = 1,910円$ 元金充当分 $6,000円 - 1,910円 = 4,090円$

※平成23年10月31日までに会員登録(契約確定)したカードで旧コースから新コースへ変更した場合、新コースが適用されます。尚、新コースから旧コースへの変更はできません。 ※申込日によっては、会員登録日(契約確定日)にかかわらず旧コースもしくは新コースが適用される場合があります。 ※ボーナス併用払いの場合は、上記算定例における実質年率と異なることがあります。 ※リボルビング払いの場合は、一部カードで手数料の料率が異なることがあります。

カードキャッシング

1回払い

返済回数(回)	返済期間(カ月)	貸付の利率(%)	返済金額	返済方式
1	1	18.0%(実質年率)	ご利用元金+利息	一括返済方式
利息の計算の方法	ご利用元金に対し、実質年率{1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算}を乗じて算出します。			
ご返済総額の算定例	月末に100,000円を利用した場合 ①返済総額101,331円 ②内訳 元金100,000円 利息1,331円			

リボルビング払い

貸付の利率(%)	18.0%(実質年率)
返済方式	元利定額リボルビング方式/元利定額リボルビング方式(残高スライド)
利息の計算の方法	ご利用残高に対し、実質年率{1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算}を乗じて算出します。
ご返済計算例	実質年率18.0%で1月15日に100,000円をお借入れの場合(うるう年でない) ①返済総額109,791円 ②内訳 元金100,000円 利息9,791円 ③毎月の返済金額 第1～10回目10,000円 第11回目9,791円

返済回数(回)	上記ご返済計算例の場合、11回
返済期間(カ月)	上記ご返済計算例の場合、11カ月

元利定額リボルビング方式の場合

利用可能枠	毎月の返済金額
30,000円～200,000円	10,000円
300,000円	20,000円
400,000円～500,000円	30,000円
800,000円	40,000円
1,000,000円	50,000円

元利定額リボルビング方式(残高スライド)の場合

利用可能枠	利用残高(月末残高)	毎月の返済金額
50万円以下	200,000円以下	10,000円
	200,001円～ 500,000円	15,000円
60万円以上	100,000円以下	10,000円
	100,001円～ 300,000円	20,000円
	300,001円～1,000,000円	30,000円

※会員がリボルビング払い方式のご返済を選択した場合、支払(返済)期間・支払(返済)回数は、ご返済や追加のご利用に応じて変動する場合があります。 ※利用可能枠を超えてのご利用残高がある場合は、ご利用残高に応じた毎月の返済金額となる場合があります。 ※カードキャッシング(リボルビング払い)は、カード台紙に記載されている返済方式が適用されます。

<ゴールドカード特約>

	THE PLATINUM/ The Gold/JCB Gold/ Orico Card THE GOLD PRIME	i Gold/ Premium Gold iD/ LX Gold
(新)カードショッピングの手数料率 (リボルビング払い)	13.20%	14.52%
(旧)カードショッピングの手数料率 (リボルビング払い)	10.20%	11.52%
カードキャッシングの貸付の利率	15.0%	18.0%

<貸付の利率の特約> 会員が本規約に基づくカードキャッシングの借入債務又は本規約に基づくカードキャッシング以外にオリコに対して金銭消費貸借上の借入債務を負担している場合、新たに利用されるカードキャッシングの貸付の利率は、当該借入債務の残元金の額と本規約に基づき新たに利用されるカードキャッシングの利用元金の額の合計額に応じて、次の通りとなります。

合計額	100万円未満	100万円以上
貸付の利率	18.0%(実質年率)とカードに応じた上表の貸付の利率の何れか低い利率	15.0%(実質年率)とカードに応じた上表の貸付の利率の何れか低い利率

<遅延損害金の計算方法>

カードショッピング

対象となる取引	計算方法
①ボーナス一括払い ②2回払い以上	遅延額に対して年率14.6%を乗じた額と分割支払金の残金に対して法定利率を乗じた額の何れか低い額
③1回払い ④リボルビング払い ⑤割賦販売法第35条の3の60第1項に基づき適用除外とされる取引	遅延額に対して年率14.6%を乗じた額

カードキャッシング

計算方法	遅延元金に対して年率18.0%を乗じた額
------	----------------------

<その他> ①利息・手数料については、金融情勢等の変動により改定させて頂くことがあります。
②一部の加盟店及び提携カードでは条件が異なる場合があります。

ETCカード特約 (令和5年1月31日)

本特約は、カード会員規約に付帯して適用されます。

第1条(ETC会員) ETC会員とは、会員のうち本特約及びETCシステム利用規程を承認の上オリコにETCカードを申込み、オリコが認めた会員をいいます。

第2条(ETCカード) (1)ETCカードは、オリコが特に認める場合を除き、ETCシステムを利用し通行料金を決済する機能のみを有します。(2)ETCカードは、会員が申込時に指定したオリコが会員に発行しているオリコ所定のクレジットカード(以下「カード」という)に付帯するクレジットカードとなり、ETCカードの利用代金はカードのカードショッピングの利用代金として取扱われます。(3)オリコは、カードとは別にETCカードをETC会員1名につき1枚貸与します。(4)ETCカードの支払方法は翌月1回払いのみとします。但し、カードが「リボルビング専用カード」の場合は、その支払方法により、支払うものとします。(5)本特約及びETCシステム利用規程に定めのない、ETCカードの貸与・有効期間・利用可能枠・利用停止等その他の事項については、カードの会員規約を適用し、この場合会員規約中の「カード」を「ETCカード」に読み替えるものとします。(6)本特約中、特に定義のない語句についてはカードの会員規約及びETCシステム利用規程と同義とします。

第3条(ETCカード年会費) ETCカード年会費は無料とします。

第4条(ETCカード発行手数料) ETC会員は、オリコに対し、ETCカードの発行(新規発行、更新又は紛失・盗難・毀損・滅失等による再発行を含む)の対価として、オリコ所定の手数料を支払うものとします。

第5条(紛失・盗難等) ETCカードを紛失し、盗難等にあつたときはカードに準じて取扱われます。但し、ETCカードを車載器に挿入したままにする等、車内に放置していた場合に生じた損害はETC会員の負担とします。

第6条(免責) オリコは、ETCカードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第7条(会員情報の提供) ETC会員は、道路事業者及び省令に基づき道路事業者がETCシステムに関する情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的として設立された機関とオリコの間で、記録処理装置に登録されたETC会員に関する通行記録及び本特約に関するETC会員の客観的な取引事実に基づく信用情報が、ETCシステム運用を行う上で必要な範囲内で相互に交換されることに同意します。

第8条(特約の変更) 本特約を変更する場合は、予めETC会員に変更事項を通知(予めETC会員の承諾を得た場合、電磁的方法によるものを含む)します。尚、通知到達後会員が再度ETCカードを利用したときは、ETC会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

個人情報取扱に関する条項

第1条(個人情報の収集・利用・保有) 申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店名、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの)⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条(個人情報の利用) (1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(<https://www.orico.co.jp>)等において公表しております。(2)申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条(個人関連情報の取得に関する同意) 申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。①電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報②住所及び当該住所に所在する住所の現況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

第4条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2)当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名 称：株式会社シー・アイ・シー(CIC)

(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414(<https://www.cic.co.jp/>)

②名 称：株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955(<https://www.jicc.co.jp/>)

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内 (但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 ☎03-3214-5020	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第5条(個人情報の提供・利用) 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者 金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下これらを総称して「金融機関等」という(注2))。

第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(2) 提供する第三者 申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。

第三者の利用目的 ①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。②本契約又はカードショッピングの精算のため。③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。

(3) 提供する第三者 融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。

第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(4) 提供する第三者 サービス会社である下記会社。

第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名 称	住 所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麴町5-2-1 5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 ルーシッドスクエア新宿イーストビル8階	03-6233-3480

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除) (1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第7条(本条項に不同意の場合) 当社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用中止の申出) 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第9条(本契約が不成立の場合) 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第10条(お問合せ窓口) 本条項に関するお問合せ及び第6条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

第11条(条項の変更) 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

〔相談窓口〕

- 1.商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- 2.本規約についてのお問合せ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、株式会社オリココーポレーションにおたずね下さい。

〈お問合せ窓口〉

株式会社オリココーポレーション (<https://www.orico.co.jp>)

カードに関するお問合せ先 ☎049-271-3330


お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎03-5275-0211

※当社は電話リレーサービスに対応しています。

株式会社オリココーポレーション

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

登録番号 関東財務局長(14)第00139号

 日本貸金業協会会員 第000006号

【返済等でお困りのときは】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

受付時間/9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始を除く)

契約内容をご確認の上、計画的なご利用をお願いします。